

○湖北環境衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

〔昭和60年12月12日
条例第7号〕

改正 平成18年2月15日 条例第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による文書（これを「財政事情書」という。）の作成及び公表に関しては、石岡市財政事情書の作成及び公表に関する条例（平成17年石岡市条例第60号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。